

## 障害を理由とする差別をなくしましょう

障害のある人への差別を解消し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現につなげることを目的とした「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を、令和6年4月1日に全面施行しました。

この条例では、県及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」を禁止するとともに、障害のある人から申し出があった場合に「**合理的配慮**」の提供を義務づけています。

### 「不当な差別的取扱い」の禁止

県や事業者が、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害のない人と比較して、不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること等により、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止しています。

#### （不当な差別的取扱いの具体例）

- ・保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る。
- ・不動産を扱う事業者において、障害のある人向けの物件はないと言って対応しない。
- ・障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に待遇の質を下げる。



### 「合理的配慮」の提供

県や事業者は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの申し出があった場合、負担が重過ぎない範囲で対応することとしています。

#### （合理的配慮の具体例）

- ・飲食店で車椅子のまま着席できるよう、備え付けの椅子を片付けてスペースを確保する。
- ・難聴で弱視の方から筆談の申し出があり、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行う。
- ・セミナー参加者から、文字を書き写すのに時間がかかるとの申し出があり、デジタルカメラやスマートフォン端末で撮影できることとする。

※合理的配慮の提供事例集（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>



### チェック☑

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等が話し合って、共に解決策を検討していく「建設的対話」が重要です。

障害のある人からの申し出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

チェックリストについてのお問い合わせは  
県人権施策推進課まで  
☎:073-441-2566/FAX:073-433-4540

〈障害者差別解消条例に関する相談窓口〉  
県障害福祉課まで  
☎:073-441-2532/FAX:073-432-5567

